論　説

懲戒請求の背景とその改善に関する心理的考察

小　野　洋　平

Ⅰ はじめに
Ⅱ 懲戒請求の現状
Ⅲ 懲戒請求の事由
Ⅳ 懲戒請求の背景
　1 被請求者の心理
　2 請求者の心理
Ⅴ おわりに

Ⅰ　はじめに

弁護士法第五十六条によれば、「弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける」と規定されており、懲戒には戒告、2年以内の業務停止、退会命令、除名が挙げられる（弁護士法第五十七条）。また、弁護士もしくは弁護士法人に対する懲戒の請求は、その事由があると考えられる場合にはその理由を添えて誰でも行うことが可能である（弁護士法第五十八条）。

戒告以上の懲戒処分を受けた場合には、業務停止や弁護士資格が一時的に剥奪されるのみならず、懲戒後の再就職や業務等にも不利に働くと考えられる。そのため、懲戒請求の内容を吟味し、いかに予防するかは弁護士及び弁護士法人にとって重要であろう。そこで、本論文では、懲戒請求の事由を分析し、懲戒請求に関与する心理的背景について論じる。さらに、懲戒事由の改善・懲戒の予防を心理学の観点から考察する。

Ⅱ　懲戒請求の現状

懲戒は官報･機関誌である「自由と正義」に公告される。そこで､「自由と正義」2018年1月号から2019年4月号までに公告された事案から懲戒請求の現状を

分析した。

まず、約1年の間に公告された126の事例の内、戒告は66件（52.4％）であり、おおむね半数を占めていた。業務停止に関しては、1年未満の業務停止は45件（35.7%）である。一方、1年以上の業務停止は9件、退会処分は2件、除名処分は4件であり、重い懲戒事案も見受けられ、その割合は1割を超える。

次に、弁護士白書2010年版から2018年版までに示された統計データをもとに、懲戒請求件数の推移を集計した。1993年から2018年までの26年間の統計データが得られ、懲戒請求の新受数は、2000年以前には1000件を下回っているものの、2000年以降は1000件前後を維持し、2012年以降は2000件から3000件にのぼり、近年は増加傾向にある。2007年、2018年は同一事案に複数の請求がなされており、2007年では9585件、2018年では12684件となっている。大量請求の背景は後述するが、これらの請求を外れ値として除外すると、1年あたりの請求数は平均2279件であった。このうち、懲戒処分の割合は1年あたり最小で3.6％、最大で7.9%であり、平均すると5.2%であった。また、1993年から2018年までに登録されている弁護士数を平均すると35640名であり、弁護士の6.4%は1年に何らかの懲戒請求を受ける可能性があることが示唆された。

次に、1989年1月から2018年3月末までの統計から、弁護士一人当たりの処分回数ごとに処分者をまとめると、1回の処分を受けたものが最も多く（830名)、全体の7割を超える。一方、複数回処分を受ける者もおり、最も多く処分を受けたものは8回(2名)であった。懲戒を受ける弁護士を年齢別にみていくと、2012年から2015年までは70歳以上の懲戒率が最も高いが、2016年以降下降傾向にある。一方、40歳未満の懲戒率は最も低くなっている。また、年齢が高くなるにつれて懲戒率が高くなっており、この背景として考えられるのは、年齢が高くなるにつれ事務所開設者が多くなり、事務所運営をしながら、難しい案件を複数抱えることが関与していると推察される。

Ⅲ　懲戒請求の事由

次に、懲戒請求の事由について論じる。「自由と正義」に公告された126件の事案は、おおむね6つのカテゴリーに分類された。1つ目のカテゴリーは金銭に関するもので、着手金の返還拒否などの報酬や精算についての事由が16

件、会費未納や滞納が8件、資産流用や個人口座と業務用口座の未分離などの資産管理に関する事由が5件、謝礼金受領や未申告のアルバイトなどの不正報酬が2件であった。これらの事由は、必ずしも弁護士の内面の問題だけではなく、経済的な困窮もその背景にあると考えられる。また、会費未納、滞納には経済的困窮とともに失念などの記憶の要因も関与すると思われる。

2つ目のカテゴリーは法令違反に関するもので、暴力行為や飲酒（酔って暴れる、飲酒運転、物損事故等）に関するものが挙げられた。件数は5件と少ないが、法律家になるために多大な労力やコストを払っていながら、このような事由が挙げられる背景には、業務上のストレスが関与すると思われる。

3つ目のカテゴリーは業務遂行に関するもので、業務に着手しない、連絡への回答をしない、もしくはこれらが遅延する遅延・未遂についての事由が32件と最も多くなっている。また、本来の業務以外を行う越権行為（5件）、業務停止中にもかかわらず業務を行う（4件）、出廷拒否や資金返還命令を無視するなどの勧告等の拒否（3件）、本来受任してはならないものを受任する不当受任（3件）が挙げられた。遅延・未遂については件数が多いが、これが記憶等に関わる問題であれば心理学的に改善可能な事由であると考えられる。また、業務停止中に業務を行ってしまうケースも、経済的困窮とともに人間関係上頼まれれば断れないケース、断りにくい性格といった心理的要因も関与するのではないだろうか。

4つ目のカテゴリーは説明に関するものである。本来説明しなければならないことを説明しない、または説明不足といった説明義務を果たしていない事由（25件）、業務遅延の言い訳や虚偽の報告、書類改ざんや不当な懲戒請求などの虚偽報告（13件）、プライバシー保護をせずに書面作成を行うなどの配慮不足（5件）が挙げられた。特に説明義務を果たしていない事由が多いが、これにはコミュニケーション上に生じる弁護士とクライアントの誤解が関連していると考えらえる。また、虚偽報告には業務遂行に関するカテゴリーに挙げられた遅延・未遂に関連しており、遅延・未遂の結果としてその場を取り繕うための嘘が更なる事態の悪化を招いていると考えられる。

5つ目のカテゴリーは、言動に関するものである。脅迫的な言動で和解させる、司法場面には限定しない他者への高圧的言動などが10件、他者の侮辱や名誉棄損などの事由が6件、裁判に有利なように証言を誘導する事由が1件で

あった。このことは、弁護士自身の感情制御の必要性を示唆するものである。

6つ目のカテゴリーは先述の5カテゴリーに分類できないもので、主に弁護士倫理に反する内容のものが挙げられる（11件）。

これらの事由により懲戒処分が行われているが、請求に至っていないものもあると考えられ、実質的な数は本統計データ以上になると予想される。一方、事由の上位は遅延・未遂、説明義務に関するものであることから、懲戒請求の多くは弁護士の不義、請求者の弁護士に対する不信や裏切られたと認識した際に生じる感情等から生じていると考えられる。よって、懲戒請求は決して改善が見込めないものではなく、自身の努力や工夫によっても未然に防ぐことが可能な心理的問題であると思われる。

心理学は人や動物の行動に関する科学であると定義される。心は目に見えないが、心の所産として生じる行動は視認可能であり、行動を捉えることにより心理学は間接的に心にアプローチしている。また、学習理論に基づくと、行動はその後の環境変化によって増減する。例えば、問題行動後の環境変化として罰が与えられれば、問題行動が減少し、刑罰の効果もこの理論から説明可能である。一方、問題行動後には必ずしも刑罰のみならず一時的に利得を得ることができ、これまであった不満等が解消されることが環境変化となって行動が増加・維持されることもある。学習理論でアプローチするならば、懲戒請求の事由に挙げられた遅延・未遂や説明義務の不足は、何らかの理由によって行動が発現しないもしくは、その頻度が低下している状態と解釈できる。よって懲戒請求に関わる行動や心理がいかにして生起し、どのように維持されるかを理解することは、その後の改善、予防に役立つであろう。また、近年クライアントの相談内容は多岐にわたっており、弁護士として広く深い教養を身に着ける必要がある。そのため、懲戒請求に関与する心理現象を理解することは、クライアントとのより良い関係構築にも役立つと考えられる。

Ⅳ　懲戒請求の背景

1.　被請求者の心理

(1) 経済的背景

懲戒請求のうち、会費未納による除名処分の背景には、遅延であれば支払いを失念していたケースも考えられるだろう。その場合、心理学からは後述する

先延ばしや展望記憶などの観点で説明することができるが、除名までに至ることは必ずしも心理的な問題のみならず、経済的な問題も大きいと考えられる。

弁護士の所得は、200 万円～ 600 万円が最頻値であり、最大では 1 億円を超える者もおり、ばらつきは大きい。弁護士一人当たりの平均所得では高額所得者の数値が大きく影響を及ぼすため、中央値で表すとおおよそ 650 万円となっている [(1)]。

弁護士は法律相談や民事裁判、刑事裁判を担当し、その結果として所得を得る。内容によって報酬は様々であるが、経済的利益に関する案件では概ねその額の 10% 前後のようである。経済的利益が高い場合には、一案件で得られる報酬は多くなるが、そのような案件はそこまで多くはないと思われる。そのため、生活に必要な所得を得るためには多くの案件をこなす必要があると思われる。

一方、弁護士活動には各都道府県にある弁護士会に所属する必要があり、会費を納めなければならない。その額は弁護士会ごとに異なり、もっとも安い会費は年間 49 万 8 千円（愛知県）、もっとも高い会費は年間 116 万 6 千 4 百円（山口県山口支部）となっている [(2)]。各弁護士会に所属する弁護士数によっても会費は変わることから、仕事量やその対価の兼ね合いを考慮する必要があるものの、弁護士活動には収入に比して多くの支出が伴うことがわかる。仮に 200 万円程度の所得者がもっとも安い会費を支払う場合、所得に占める会費の割合はおよそ 25% にものぼる。ここから家賃、光熱費等の生活費を含めると、生活は必ずしも楽ではないだろう。このような経済的背景が懲戒請求の未納の事由に関与していると思われる。さらに、安定した所得を得るためには担当件数を増やさざるを得ず、多くの案件を同時に遂行することになる。多数の案件を遂行することは認知負荷が高く、少なからずミスが増え、遅延・未遂に至ることが考えられる。

また、業務停止中にもかかわらず業務を継続する背景には、経済的な問題もさることながら、心理的な要因も関与していると思われる。例えば、社会心理学では、集団の中で個人が行動を決定づけるための複数の原理を仮定しており、

---

(1) 弁護士白書 2018 年度版 , 31-32.

(2) 法務省 (http://www.moj.go.jp/content/000077010.pdf)

一度意思決定すると、それに基づいて同一の行動を継続する一貫性の原理が働き、業務停止中も業務を継続している可能性が考えられる。

(2) 競争場面などのストレス下の心身状態

なお、経済的な状況は心にも大きく影響を及ぼす。例えば、金銭的不安が高い者は将来に対する希望が低く、ストレスを感じるとされる[(3)]。ストレスフルな状況は心身に大きな影響を及ぼすが、経済状況のみならず、裁判もまたストレスを喚起する要因の一つである。裁判は一種の競争場面であり、競争に勝ち抜くためには多大な心身のコストを払うことになる。心理学では競争的、好戦的な行動をタイプ A 行動パターン (以後タイプ A) と称すが、弁護士には仕事柄タイプ A の者も多い。ストレス下や競争場面において、生体はエネルギーを消費し戦いに備えるため、交感神経活動が亢進する。こうした状況から解放されると、今度は副交感神経活動が優位になり、エネルギーを貯蓄する方向にシフトする。しかしながら、タイプ A のようにストレスフルな環境に身を置き続けると、心身に変調をきたしやすく、血管閉塞や心筋梗塞のリスクが高くなる。

また、アメリカの研究[(4)]によれば、法律家の 28% は過去 1 年間の間にうつ症状を自覚し、1 年以上前も含めると 46%にのぼることを指摘している。これは通常の既往率に比べてかなり高いものである。その背景には競争的な職業であること、職業的な特性として完全主義傾向が高いことが挙げられている[(5)]。うつ状態では、意欲の減退や思考抑制（例えば、考えがまとまらない、決断できない）などの症状を呈すことから、業務遂行にも影響を及ぼすと思われる。また、心身の健康を害してしまうと休職を余儀なくされ、経済的な不安も増大するだろう。よって、業務遂行のみならず、心身の健康を維持することも弁護士に求められる心理学的スキルの一つであると考えられる。

---

(3) 畠山美彩・濱口佳和（2019）. 親の金銭的ストレスが幼児の心理社会的不適応に与える影響　発達研究, 33, 163-168.

(4) Krill, P. R., Johnson, R. & Albert, L. (2016). The Prevalence of Substance Use and Other Mental Health Concerns Among American Attorneys. Journal of Addiction Medicine, 10, 46-52.

(5) ABA Journal (http://www.abajournal.com/news/article/perfectionism_psychic_battering_among_reasons_for_lawyer_depression)

(3) フラストレーション・感情のコントロール

先に述べたように、弁護士は高ストレス環境に身を置き、完全主義やタイプA傾向などの特徴を有する者が多い。思ったように仕事が進まない、思ったような成果が上がらない、裁判で負けてしまった等の状況では、フラストレーションを感じることとなる。マズローは、自己実現の欲求、承認欲求、社会的欲求、安全欲求、生理的欲求をあげ、人の欲求充足について理論化している。生理学的欲求は先述の経済的な不安と関与するし、競争によって良い弁護士としての評判を得ようとするならば承認の欲求と関与する。これらの欲求は行動を発現、維持させるが、満たされなかった場合には、フラストレーション状態に陥り、なんらかの補償的な行動が行われることもある。例えば、ストレス発散である。アルコール摂取する事で多幸感が得られるならば、フラストレーション時の不快感や身体的ストレスの低減につながる。一方、フラストレーションが解消されない場合には攻撃行動に発展することもある(フラストレーション・攻撃仮説)。懲戒請求件数は少ないが、アルコールによる問題行動や暴言等の背景には、個人の内面的問題のみならず、フラストレーションをかかえやすい環境も考慮する必要がある。そして、各弁護士が自他を傷つけることなく適応的な方法で心の浄化（カタルシス）を目指すことも懲戒請求を予防するうえで重要であると考えられる。

攻撃行動発現の前後には怒りなどの感情が生起しているが、仕事や日常生活等の公的場面では、少なからず感情を制御しなくてはならないことが多い。感情は大きくポジティブ感情とネガティブ感情に分けられ、一般にはポジティブ感情が好まれ、ネガティブ感情は嫌われる傾向にある。しかしながら、いずれも適応的な機能を有しており、例えば、恐怖や嫌悪などのネガティブ感情は身体的な変化を生じさせる一方で、感情を喚起する対象から逃避したり回避したりする行動を発現させる。それによって生体の安全を確保することが可能である。また､悲しみによる涙も心の浄化（カタルシス）につながると考えられる。一方、ポジティブ感情はネガティブ感情時に生じた身体的反応の平衡や創造的な思考を促している。

先の懲戒請求の事由に挙げられた高圧的、脅迫的言動も少なからず感情の影響があるだろう｡感情制御には感情を喚起させる対象への注意をそらす方略や、感情や行動が表出しないように抑える方略があり、後者の方が制御に伴う負担

が高い[(6)]。感情に関与する脳部位は本能の座と呼ばれる大脳辺縁系に位置し、理性の座である大脳新皮質、特に前頭葉が本能の突き上げを制御している。感情を抑制しようとしても前頭葉が機能するまでに時間がかかり、疲労などで十分に機能しないこともあるために感情を抑制できない場合がある。

自身の感情を認識し人間関係において生じる感情を制御する能力を感情知能（emotional intelligence）という。感情知能は、交渉などの弁護士業務に必要とされ、精神的健康の改善にも関与するとされる[(7)]。法律家のストレスフルな仕事環境を踏まえると、感情抑制のみならず、感情喚起場面に対する認識を変容させて感情制御する技能を高める必要があると考えられる。

(4) 先延ばしの心理

業務遅延に気づいたとしても、挽回可能であれば大きな問題とはならないだろう。一般に先延ばし（procrastination）は、その後の事態悪化が予想される場合でも遂行すべき行動を後に延ばすことをいう。ネガティブなイメージを抱かれることが多いが、「水に流す」、「寝かせる」など、肯定的な見方もある。大学生を対象とした研究では、先延ばしをする者は７割にものぼる一方[(8)]、先延ばし後にはネガティブな感情が生起し、自尊感情の低下が認められ[(9)]、改善を求める者は多い。学習理論に照らし合わせると、先延ばしを行っても期限内に完遂できたならば、ある側面では成功体験となって先延ばしの習慣がその後も維持されるが、先延ばしによって期限に間に合わず懲戒請求を受けるなどの損失を受けたならば、失敗経験となって先延ばしは維持されないだろう。

では、先延ばしにはどのような心理的要因が影響を及ぼすだろうか。その一つに他者からの評価を気にする傾向である評価懸念が挙げられる。評価懸念には失敗への恐怖や完全主義傾向が関与し，完全主義は弁護士の抑うつ傾向に影響を及ぼしている。また、課題の困難さは先延ばしの要因の一つとされること

(6) 浮谷秀一・大坊郁夫 (編著) (2014). クローズアップ　メディア 福村出版 ,149-150.

(7) Austin, D. & Durr, R. (2016). Emotion Regulation for Lawyers: A Mind Is a Challenging Thing to Tame. Wyoming Law Review, 16, 387-411.

(8) Goda, Y., Yamada, M., Kato, H., Matsuda,T., Saito,Y., & Miyagawa, H. (2015). Procrastination and other learning behavioral types in e-learning and their relationship with learning outcomes. Learning and Individual Difference, 37, 72-80.

(9) Solomon, L. J., & Rothblum, E. D. (1984). Academic procrastination: Frequency and cognitive-behavioral correlates. Journal of Counseling Psychology, 31, 503–509.

から[10]、完璧を期して裁判に臨もうとする弁護士特有の傾向が他の案件の先延ばしを惹起させている可能性が考えられる。

先延ばしを改善する方法には、1つの課題を細分化して少しずつ遂行する、明確な期限を設定してそれまでの予定表や To Do リストを作成する、他者に援助を求めるなどが挙げられる[11]。また、弁護士における先延ばしの改善にはメタ認知の獲得も重要と思われる。メタ認知とは、自分に関する認識であり、一案件にどれくらい時間がかかるのか、どれくらいの案件をこなせるかといったメタ認知を持たずに安易に引き受けてしまうと、仕事に忙殺されることになる。ただし、優先順位をつけて先延ばす意図的な行為は誰しもが行なっているため、適切な時期に遂行することを思い出せば大きな損失はないと思われる。

(5) 展望記憶の想起エラー

記憶は未来の自分へのメッセージであるという。これは過去に覚えた事柄を未来の自分が必要な時に引き出して役立てるからである。一方、日常生活の中では、知識などの記憶だけでなく、未来のある段階で遂行すべき行為を記憶し、適切な段階で思い出す必要もある。このような記憶は展望記憶（prospective memory）と呼ばれ、近年研究が進められてきた。展望記憶の成績は先延ばしにも関与しており[12]、懲戒請求における遅延・未遂の原因の一つであろう。

一般に記憶は加齢とともに低下するが、展望記憶には若年と老年で成績に大きな差がないと考えられている。その理由は、老年者は外的な記憶補助（例えば手帳など）を若年者よりも積極的に有効活用しているためである。このように、偶然お店の前を通り、ふと無くなった調味料の購入を思い出す、手帳を見て予定を思い出すなど、展望記憶の成績には想起手がかりが重要となる。業務を多く抱えていると、個々の案件を思い出すきっかけや手がかりが少ない場合があるだろう。よって、先延ばしの改善方法に挙げた To Do リストのように、現在の案件数や期限を視覚化し、習慣的な確認作業が展望記憶の再生を促し、

---

(10) 藤田正・岸田麻里 (2006). 大学生における先延ばし行動とその原因について 教育実践総合センター研究紀要，15，71-77.

(11) Pitts, M., & Bennett, J.（2011）. Just Do It: Tips for Avoiding Procrastination. The Writing Center Georgetown university law center. 1-7.

(12) 朶舟茂 (2018).「先延ばし」の認知脳科学的メカニズム SAT テクノロジー・ショーケース 2018，48.

遅延・未遂による懲戒請求の予防につながるのではないだろうか。

(6) 虚偽報告・説明不足

業務遅延の言い訳や虚偽の報告は懲戒請求の事由の一つであることから、先延ばし後もしくは展望記憶の想起エラー後に虚偽報告を行うことでかえって事態悪化を招くケースも考えられる。おそらくは、クライアントの問い合わせにその場を取り繕い、さらに先延ばしを行った結果が懲戒請求につながったものと推察される。

人は1日に3回は嘘をつくといわれ日常生活では多くの嘘に囲まれている。嘘は必ずしも悪いものではなく、相手を慮り、会話の潤滑剤の役割を果たすこともある。しかしながら、「オオカミ少年」のように度々人をだますようでは他者からの信頼を失うことになるだろう。

遅刻に対する許容度に関する調査では[13]、恋人や友人などの親しい者の遅刻には8割が、仕事相手の遅刻には5割が許容することが示されている。この結果は、親密性が高い相手の遅延は許容されやすいこと、親密性がそれほど高くない相手であっても半数は許容することを示している。このことは、約束事の遅延に対するクライアントの印象や態度に弁護士との信頼関係が影響を及ぼすことを予期させるものであり、仕事上の関係で遅延してもクライアントは弁護士を信じて許容する場合もあると考えられる。ただし、信頼が裏切られたときに人は憎悪や怒り、悲哀、不安が生じやすい[14]。嘘が露見した場合には信頼を失うだけでなく、クライアントのネガティブ感情も喚起し、その結果懲戒請求に発展する可能性が考えられる。なお、裏切り行為に対して「許し」が得られるかどうかは、裏切られた側の性格傾向も関与しているため、約束の反故や虚偽報告を行った被請求者はその点に関して制御不能な面もある。よって、先延ばしを防ぐとともに、クライアントの信頼を裏切らないように注意する必要があろう。

次に、説明義務を果たしていない事由による懲戒請求には、虚偽報告のような事実隠蔽とともに説明不足が挙げられ、その背景には透明性の錯覚が関与し

---

(13) 遅刻ってどこまで許せる？
(https://news.mixi.jp/view_news.pl?id=2186569&media_id=95&from=ranking)

(14) 笹山郁生・久保憲史 (1994). 裏切りの心理的構造 福岡教育大学紀要 第4分冊 教職科編 , 43, 299-311.

ていると考えられる。透明性の錯覚とは、自分の意図が相手に伝わる程度を過大に評価することをいう[15]。つまり、自分では相手に伝わっていると思っていても、他者は自分が思っているほど理解していないことを意味している。透明性の錯覚は、文字よりも発話による情報伝達において生じやすい。弁護士、クライアントの双方の透明性の錯覚による誤解が懲戒請求に影響を及ぼしているならば、互いが理解度を過大に評価していることを念頭に入れ、書面なども活用して誤解のない説明と確認作業を十分に行う必要があると思われる。また、ボディランゲージ、アイコンタクト、うなづき等のパラ言語は発話を促進することが指摘されており、対人コミュニケーションにおける重要な情報の一つである。誤解なく意思疎通を図るには発言内容のみならず会話場面での自他の行動にも注意を払う必要があろう。

2. 請求者の心理

ここまでは、懲戒請求に影響を及ぼす被請求者側の要因について考察してきた。しかしながら、弁護士が適切な業務を行っていたとしても、意図せぬ懲戒請求は行われる。ここでは、大量請求に至る請求者の心理学的背景を考察する。

2016 年 3 月に文部科学省が朝鮮学校への補助金交付に関する留意点について自治体に通知を行った。それに対し、人権侵害等の理由で東京などの弁護士会が批判声明を出すに至った[16]。この動きに連動し、例年 2000 ～ 3000 件の懲戒請求が 2017 年には大幅に増大している。着目すべきは、批判声明とは直接関与していない弁護士に対して懲戒が請求された点である。当該弁護士は SNS を介して不当性を指摘すると、それを擁護した弁護士とともに約 4000 件の懲戒請求を受けた。その後、その弁護士は不当な懲戒請求により業務が妨害されたとして懲戒請求者を提訴するに至っている[17]。

---

(15) Gilovich, T., Savitsuky, K., & Medvec, V. H. (1998). The illusion of transparency: Biased assessments of other’s ability to read one’s emotional states. Journal of Personality and Social Psychology, 75, 332-346.

(16) 東京弁護士会　朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明（https://www.toben.or.jp/message/pdf/20160422seimei.pdf）

(17) 不当懲戒請求者に対する訴訟の東京高裁判決について（https://news.yahoo.co.jp/byline/sasakiryo/20191004-00145288/）

こうした大量の懲戒請求の背景にはインターネット（以降ネットと略す）を介したあおり行動が挙げられる。ネット上には様々な情報があふれており、通信環境があればいつでもアクセスでき、誰もが情報発信可能である。そのため、Web サイトや SNS において必ずしも正確ではない情報や、引用元がはっきりせず誤解をまねく情報が発信され、それが複製されて拡散されるようになった。2017 年の東名高速道路、2019 年の常盤道でのあおり運転事件では、無関係にもかかわらず関係者としてネットで曝されて誹謗中傷を浴びた事件が発生しており、ネットを媒介した懲罰的行動は後を絶たない状況である。よって、情報伝達場面における心理的要因も懲戒請求を行う理由の一つであると考えられる。

1973 年（昭和 48 年）の豊川信用金庫の取り付け騒ぎは、誤情報の拡散によって生じた事件である。豊川信用金庫に内定した女子高校生が勤務に当たって何らかの危険が伴うのではないかという意味での「豊川信金は危ない」という発言が「潰れる危険がある」と曲解されて噂となり事件に発展したとされる。

流言（rumor）は、正確ではない情報が口伝えに広まっていくことを指す。根も葉もない噂が広まっていく背景には、情報源がはっきりしないことが挙げられる。また、不安が駆り立てられる状況も噂を広めやすくする要因である。一方、人の記憶は、内容などの中心情報は残りやすく、日付や場所などの周辺情報は抜け落ちて忘却されやすい。例えば、「H_2O は水である」という知識も、もともとは『「○○年○月○日○時」に「×年×組の教室」で「△△先生」から「H_2O は水である」と教わった』というエピソードとして記憶され、年を重ねるにつれて日時や場所、先生の名前などの情報が抜け落ち、知識としての記憶（「H_2O は水である」）のみが残されることになる。仮に情報源の信頼性が高くない場合であっても、周辺情報である情報源は忘却されやすく、中心情報としての内容は記憶されているために、時間が経過するとかえって情報の信ぴょう性が増してしまうスリーパー効果も噂が広まる一因である。

一方、ネットのあおりに乗って他者を誹謗中傷する者の中には、ネット情報を信じ、自身の正義を疑わない者も多く存在しているようである。人は意思決定するにあたって社会を維持する複数の原理を参照する。その一つに多くの人に倣って自身の行動を決定する社会的証明の原理が挙げられる。また、思考には歪み（バイアス）があり、都合の良い情報を集めて自身の意思決定を補強す

る確証バイアスがある。自身の意見を補強するような情報ばかり集めれば、社会的証明の原理が働き、多くの人が同じ考えを持っていると錯覚するだろう。また、人の認知資源には限りがあり、少ない情報からもっともらしい答えを探すヒューリスティックを意識的・無意識的に用いる。効率的に答えを出すことができ、正解に至る可能性も高いが、すべての情報を精査しているわけではないため少なからず誤りが生じる。ネットのあおりに乗って懲戒請求する者の中には、社会的証明の原理や確証バイアス、ヒューリスティックによって懲戒請求を行った者もいたと考えられる。

また、ネットの匿名性も懲戒請求に影響を及ぼす要因の一つと考えられる。匿名性が担保されれば、日常生活では控える意見も表出しやすいだろう。また、集団意思決定では合議により当初の意見よりも極端な方向に意見がシフトするリスキーシフトが生じやすい。さらに、請求者も不安やストレスにさらされて生活しており、これらの心理的要因がネットにおける大量の懲戒請求に影響を及ぼしていると考えられる。

不当な懲戒請求は社会秩序を守る弁護士業務を著しく損ない、許されるものではない。ところが、ミルグラムは社会的に許されないような体罰を権威者の指示に従って多くの者が行ってしまう権威に対する服従の心理を実験的に明らかにしている。このことは、本人の意思にかかわらず誰もが不当な懲戒請求を行う可能性があるということを示している。また、大量請求は見方を変えると一般市民が司法に高い関心を持って積極的に関与した結果でもあり，今後もネットを介した懲戒請求は多く発生すると考えられる。被請求者が予防することは困難であり、突然のいわれなき非難に恐怖や不安を抱くこともあるだろうが，誰もが行い得るという大量請求の心理的背景を理解し、毅然とした態度で対処することが肝要と思われる。

V　おわりに

ここまで、懲戒請求に至る背景として、請求に関わる者の心理的要因について考察してきた。本邦では矯正や量刑に関する心理学的研究が中心であり法律家を対象としたものは少ない。このことは、日本の法律家に心理的問題が少ないのか、うまく対応しているのか、または問題が表面化していないのかは定かではないが、本邦においても法律家を対象とした心理学的研究を行い、懲戒請

求の背景を改めて検証する必要があろう。

一方、感情制御や記憶、精神的健康などの心理的要因が法律家の心理的問題や業務に影響を及ぼすという知見は、法律家が心理学を学ぶことの意義を示すものである。心理学教育は心身の健康を維持するのみならず、業務のパフォーマンスにも良い効果をもたらし、個性あるクライアントの理解、信頼関係構築にも寄与するだろう。これらの結果として懲戒請求の改善や予防、ひいては社会秩序の維持につながると考えられる。